

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の活用と、お薬の安定供給に取り組んでいます。

そのため、同じ成分のお薬であれば、特定の商品名ではなく成分名（一般名）で処方する場合があります。

一般名処方とは？

お薬の「商品名」ではなく、有効成分名を処方せんに記載する方法です。

- 供給が不安定なお薬でも、同じ成分を含む複数の製品から薬局で選べるため、必要なお薬を受け取りやすくなります。
- 品質・安全性・有効性は国の基準で確認されています。

選定療養によるご負担について

令和6年10月より、医療上の必要性がないのに患者さまのご希望で「長期収載品」（後発品のある先発医薬品の一部）を処方した場合、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯との差額の4分の1）が選定療養として自己負担になります。選定療養は保険給付ではないため、公費も適用になりません。お支払いは薬局で行います。

長期収載品とは

後発医薬品がある先発医薬品のうち、後発品収載から5年以上経過しているものや、後発品への置換率が50%以上などの要件に合う品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページで公開されています。

選定療養とは

保険診療と保険外診療を組み合わせて受けられる制度の一つで、保険外診療に当たります。

一般名処方やお支払いについてご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。